解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十一日

東京都港区西新橋三丁目三番一号
財団法人日本児童福祉協会
代表清算人　菅原　善昭

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十四年三月二十七日新潟県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十一日

新潟県佐渡市小木町一九四〇番地一
清算法人小木町土地改良区
代表清算人　中川　忠夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十一月二十三日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十一日

鳥取市若葉台北一丁目一番一号
学校法人鳥取環境大学
清算人　八村　輝夫

解散公告（第三回）

当土地改良区は平成二十二年七月二十二日開催の通常総会により解散を決議し、平成二十四年三月十二日茨城県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十一日

茨城県北茨城市磯原町磯原一六三〇番地
清算法人大塚土地改良区
清算人代表　竹内　一二

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十一日

埼玉県越谷市蒲生寿町一番五号
財団法人畔上公園
代表清算人　畔上　裕次

解散公告（第三回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十四年四月十八日付けで埼玉県知事の認可により解散したので、当土地改良区に対し債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月九日）の翌日から二箇月以内に申し出られたく、同法第七十六条において準用する民法第七十九条の規定により公告します。なお、右期間内に申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十一日

埼玉県熊谷市上中条八一三番地
清算法人中条星宮土地改良区
清算人代表　中山　福壽

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十二月九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十一日

東京都台東区浅草五丁目四番二号伊予ビル三〇一号　特定非営利活動法人スプレッド
代表清算人　大西利恵一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十一日

東京都品川区東大井一丁目一一番二五号クレストタワー品川シーサイド一七〇九号室
特定非営利活動法人アジア運動栄養健康科学研究所
清算人　山田　葉子

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十一日

横浜市青葉区みたけ台二六番一七
財団法人神奈川県民間保育園協会
代表清算人　野本ヨシ子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十一日

広島県福山市船町一番一六号マルヤスビル三〇五号
財団法人善隣社
代表清算人　美尾　章夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年六月十六日山口県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十一日

山口県山口市阿東生雲中一六九番地一
社団法人阿東土木工友会
代表清算人　武田　哲也

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日までとする存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十一日

山口県山口市滝町一番一号
財団法人山口県振興財団
代表清算人　西村　亘

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月二十三日愛媛県知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十一日

愛媛県北宇和郡松野町大字松丸三四三番地
財団法人松野町観光公社
代表清算人　山口　尊

配当公告

静岡県静岡市清水区宮代町六番三号
破産者　株式会社上條工務店

右の者に対する静岡地方裁判所平成二十二年（フ）第九四二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
一般債権　金一、一八八、二八九、七二五円

一、配当することのできる金額
一般債権　金一六六、七七三、二〇三円

平成二十四年五月十一日

静岡県静岡市葵区伝馬町九―一〇　NTビル六〇一
破産管財人　伊藤みさ子

第27期決算公告　平成24年5月11日

北海道岩見沢市上幌向南1条1丁目1205番地
道央食肉センター株式会社
代表取締役　黒滝　正男

貸借対照表の要旨（平成24年1月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	67,430
	固定資産	165,271
	合計	232,702
負債及び純資産の部	流動負債	172,125
	固定負債	28,554
	株主資本	32,021
	資本金	60,000
	利益剰余金	△27,978
	利益準備金	150
	その他利益剰余金	△28,128
	合計	232,702

(注)　当期純利益　10,675千円